資料－８

民間船舶の運航・管理事業

（コンテナ船）

民間収益事業の実施要領書

防衛省

１　基本方針

本事業船舶の有効活用の観点から、事業者は、防衛省の輸送所要での本事業船舶の運航を計画していない期間において、本事業の実施を妨げない範囲で、自らの責任と費用負担により本事業船舶を商用に活用すること（以下「民間収益事業」という。）を積極的に提案する。

事業者から民間収益事業の提案があった場合に、防衛省は、本事業船舶を自衛隊の輸送ニーズに活用するという本事業の本来の目的を妨げず、かつ、民間収益事業の提案が本事業の財政負担額の低減に寄与すると判断した場合には、当該提案を認める。

ただし、緊急に防衛省の輸送所要が発生した場合であっても本事業船舶が要求水準を満たしながら対応する必要があること等から、民間収益事業の実施に当たっては、民間収益事業の運用に一定の制約条件が課されることを十分留意した上で、提案を行うことが求められる。

２　事業スキーム

(1) 事業者は、本事業の船舶運航企業に本事業船舶を運航させることで、民間収益事業を行うものとする。ただし、本事業船舶の利用にあたっては、防衛省による緊急的な運航要請等にも円滑に対応できるような条件を契約上付しておく必要がある。

(2) 本事業とのリスク隔離の観点から、事業者自身が民間収益事業の収益・需要リスクを負う形態での実施は認めないこととし、当該リスクを伴う民間収益事業を実施する場合は、事業者は、荷主企業等に当該リスクを適切にパススルーするものとする。また、本事業自体へのリスクについても十分に考慮した上、民間収益事業を実施することに留意する。

３　実施条件

(1) 民間収益事業における本事業船舶の使用用途

本事業船舶が主として防衛省の輸送所要のために活用する船舶であることを勘案し、犯罪にかかわる又は助長する用途、公序良俗に反する用途、他の民間オペレーターが実施している事業の維持を著しく困難にする事業等での活用は認めない。

(2) 運航可能範囲

内航限定とする。

(3) 船員

民間収益事業における船舶運航は、本事業船員を原則とする。

(4) 民間収益事業の実施手続き

事業者は民間収益事業で本事業船舶を使用する場合、本事業船舶の使用期間、使用用途、輸送所要、運航体制、利用対価の見積り等を含む民間収益事業運航計画を防衛省に提出の上、防衛省と協議・調整し、運航の前月までを基準に防衛省の承諾を得るものとする。

また、月間を通じた民間収益事業の運航終了後に、運航計画に基づく実施日数、利用対価等を含む民間収益事業報告書（月次報告）を防衛省に提出し、確認を受ける。

(5) 要求水準の遵守

事業者は、本事業の要求水準を満足できる範囲で民間収益事業を実施することを原則とする。緊急事態等が発生した場合、民間収益事業の実施にかかわらず、防衛省は事業者に対して、本事業船舶の緊急輸送通知を発出する可能性がある点に十分留意すること。

ただし、業務要求水準として緊急輸送通知を事業者に発出してから本事業船舶については遅くとも８日間で係留施設又は防衛省と事業者で協議し防衛省が承諾した出発港を出港することが求められている点に関して、事業者は民間収益事業運航計画に関する防衛省との協議・調整を通じて、当該条件の緩和を防衛省に要請することができる。防衛省は民間収益事業の意義や当該時点での防衛省の利用ニーズ、本事業船舶の残りの船舶の待機状況、運航状況等を総合的に勘案するが、民間収益事業を積極的に促進する観点から、最大限、当該要請を考慮する。

４　民間収益事業に係る利用対価の算定

(1) 基本的な考え方

本事業は、本事業船舶に係るすべての費用を防衛省が支出するサービス購入型の事業であることから、民間収益事業に係る利用対価相当を国に納付する。

(2) 民間収益事業の利用対価の計算方法

本事業では、事業者は民間収益事業の売上見込額Ｒ１（事業者等が本事業船舶をもって荷主企業等取引相手方との間で民間収益事業により売り上げる予定の売上見込額）を提案する（以下ア）。事業開始後、民間収益事業の売上額Ｒ２（本事業船舶が民間収益事業により売り上げた事業期間累計売上額）が提案内容を踏まえた閾値を超えた場合、事業者は売上に応じた利用対価を国に納付する（以下イ）。

ア 事前納付

Ｆ１＝Ｒ１×ｐ１

Ｆ１：国への事前納付額（予め入札金額及びサービス対価から控除する。）

Ｒ１：売上見込額（事業期間合計）

ｐ１：国庫納付率［４％：固定値］

※１：事業者は民間収益事業の売上見込額（事業期間合計）Ｒ１を提案する。

※２：事前納付額Ｆ１はサービス対価を上限とする。

イ 事後納付

売上額（事業期間累計額）Ｒ２が売上見込額（事業期間合計）Ｒ１を超えた場合、以下により利用対価を納付する。

なお、事業期間を通じてＲ２がＲ１を超えなかった場合、サービス対価の調整（変更）は行われないことに留意するものとする。

事後納付は半年ごとに利用対価を納付するものとし、半年分の利用対価納付額は以下の通り計算する。

ただし、事業者はＲ２がＲ１を超えた時点の属する半年間の次の半年以降、事後納付を行う。

Ｒ２がＲ１を超えた時点の属する半年においては、利用対価の事後納付は免除する。

① Ｒ３≧Ｓ×ｄ／３６５＋Ｅ＋Ｒ３×ｐ２の場合

Ｆ２＝Ｓ×ｄ／３６５

※船舶開始予定日及び運航終了予定日を含む年度又はその他の理由により当該年度の暦日数が３６５日と異なる場合には、当該年度の実際の暦日数を用いて日割り計算を行うものとする。

② Ｒ３＜Ｓ×ｄ／３６５＋Ｅ＋Ｒ３×ｐ２かつ

1） Ｒ３≧（Ｒ３－Ｅ）×ｗ＋Ｅ＋Ｒ３×ｐ２の場合

Ｆ２＝Ｒ３－Ｅ－Ｒ３×ｐ２

2） Ｒ３＜（Ｒ３－Ｅ）×ｗ＋Ｅ＋Ｒ３×ｐ２の場合

Ｆ２＝（Ｒ３－Ｅ）×ｗ

Ｆ２：国への事後納付額（対象となる半年分）

Ｒ３：売上額（対象となる半年分）

Ｅ　：民間収益事業に係る運航実費（対象となる半年分）

※運航実費の範囲は「サービス対価の算定及び支払方法」第１　２．⑵表２を準用する。

Ｓ　：民間収益事業で利用する本事業船舶のサービス対価（年額）

※本項目は税込金額を前提とする。

ｐ２：運航利益率［６％：固定値］

ｄ　：民間収益事業で本事業船舶を利用する日数

ｗ　：利益の官民按分比率［５０％：固定値］

(3) 利用対価の確定及び利用対価の納付方法

売上額（本事業船舶が民間収益事業により売り上げた事業期間累計売上額）Ｒ２が売上見込額（事業期間合計）Ｒ１を超えた時点の属する半年間の次の半年以降、半年ごとに(2)イの計算に基づく利用対価の精算（事後納付）を行う。

事後納付については、事業者は、防衛省からの請求に基づき速やかに防衛省の指定する口座に利用対価を納付することとする。

具体的には、毎年度、４月１日から９月３０日の上期分、１０月１日から３月３１日の下期分の年２回とし、各期の利用対価を防衛省からの請求に基づき速やかに納付する。ただし、事業終了が令和１９年１２月末であることを踏まえ、最終年度下期については１０月１日から１２月３１日とする。